

令和7年度 所定疾患施設療養費 算定状況の公表

平成24年4月の介護報酬改定により、特定の疾病(肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎)を発症した場合における施設の対応について、以下の条件を満たした場合に評価されることとなりましたのでご報告いたします。

※R6年4月より慢性心不全の憎悪も特定の疾病対象となりました。

当施設では令和6年4月より、所定疾患施設療養費Ⅱを算定しており、入所者様の健康や安心につなげていきたいと考えております。

■算定条件:所定疾患施設療養費Ⅰ・Ⅱ

- ・肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等を行う。
- ・診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査・注射・処置の内容を診療録に記載する。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に医療機関で行われた検査、処置等の内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載する。
- ・当該加算の算定開始後は、治療の実施状況を公表し、前年度の当該加算の算定状況を報告する。
- ・当該施設の医師が感染症対策に関する研修を受講している。受講していなければ所定疾患施設療養費Ⅱを算定する。

	肺炎			尿路感染症		
	件数	日数	治療内容	件数	日数	治療内容
R7.4	1	10	<検査> 培養検査・薬剤感受性試験なし ●採血検査 ●検尿検査 ●コロナ検査 ●インフル検査 ●ノロ検査 <処置> ●酸素吸入 ●吸痰 ●絶食 <投薬> ●プリンペラン ●セフトレンピボキシル <注射> ●生食注 ●フィジオ35 ●セフトリアキソンナトリウム ●ポコタールR	1	5	<検査> 培養検査・薬剤感受性試験なし ●採血検査 ●検尿検査 ●コロナ検査 ●インフル検査 <処置> <投薬> ●セフトレンピボキシル ●アドナ <注射> ●フィジオ35 ●ピペラシリン ●生食注 ●ポコタールR ●レボフロキシム ●ソリターT1
R7.5	1	8		0	0	
R7.6	1	10		2	12	
R7.7	2	11		1	0	
R7.8	2	11		1	10	
R7.9	0	0		2	13	
R7.10	1	10		2	11	
R7.11	1	4		2	19	
R7.12	2	18		0	0	
R8.1	2	5		0	0	
R8.2	0	17		1	10	
R8.3	4	40		0	0	
計	17	144		12	80	

令和7年度 所定疾患施設療養費 算定状況の公表

平成24年4月の介護報酬改定により、特定の疾病(肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎)を発症した場合における施設の対応について、以下の条件を満たした場合に評価されることとなりましたのでご報告いたします。

※R6年4月より慢性心不全の憎悪も特定の疾病対象となりました。

当施設では令和6年4月より、所定疾患施設療養費Ⅱを算定しており、入所者様の健康や安心につなげていきたいと考えております。

■算定条件:所定疾患施設療養費Ⅰ・Ⅱ

- ・肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等を行う。
- ・診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査・注射・処置の内容を診療録に記載する。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に医療機関で行われた検査、処置等の内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載する。
- ・当該加算の算定開始後は、治療の実施状況を公表し、前年度の当該加算の算定状況を報告する。
- ・当該施設の医師が感染症対策に関する研修を受講している。受講していなければ所定疾患施設療養費Ⅱを算定する。

	带状疱疹			蜂窩織炎		
	件数	日数	治療内容	件数	日数	治療内容
R7.4	0	0	<検査> 培養検査・薬剤感受性試験なし <処置> ●ゾピラックス軟膏塗布 <投薬> ●バルトレックス錠(500) <注射>	1	10	<検査> 培養検査・薬剤感受性試験なし ●採血検査 ●コロナ検査 <処置> <投薬> ●セフジトレンピボキシル ●カロナール <注射>
R7.5	0	0		0	0	
R7.6	0	0		0	0	
R7.7	0	0		0	0	
R7.8	0	0		0	0	
R7.9	0	0		0	0	
R7.10	1	7		1	7	
R7.11	1	3		2	7	
R7.12	0	0		1	4	
R8.1	0	0		0	0	
R8.2	0	0		0	0	
R8.3	0	0		0	0	
計	2	10		5	28	

令和7年度 所定疾患施設療養費 算定状況の公表

平成24年4月の介護報酬改定により、特定の疾病(肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎)を発症した場合における施設の対応について、以下の条件を満たした場合に評価されることとなりましたのでご報告いたします。

※R6年4月より慢性心不全の増悪も特定の疾病対象となりました。

当施設では令和6年4月より、所定疾患施設療養費Ⅱを算定しており、入所者様の健康や安心につなげていきたいと考えております。

■算定条件:所定疾患施設療養費Ⅰ・Ⅱ

- ・肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等を行う。
- ・診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査・注射・処置の内容を診療録に記載する。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に医療機関で行われた検査、処置等の内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載する。
- ・当該加算の算定開始後は、治療の実施状況を公表し、前年度の当該加算の算定状況を報告する。
- ・当該施設の医師が感染症対策に関する研修を受講している。受講していなければ所定疾患施設療養費Ⅱを算定する。

	慢性心不全の増悪		
	件数	日数	治療内容
R7.4	0	0	<検査> 培養検査・薬剤感受性試験なし <処置> ●酸素吸入 <投薬> ●フロセミド ●トラセミド <注射>
R7.5	0	0	
R7.6	0	0	
R7.7	0	0	
R7.8	0	0	
R7.9	0	0	
R7.10	0	0	
R7.11	0	0	
R7.12	0	0	
R8.1	0	0	
R8.2	0	0	
R8.3	2	17	
計	0	0	
計	2	17	